

第九十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第九十二条の次に次の一条を加える。
(運営規程)

第九十二条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 利用定員
五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く)、賃金及び第九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
七 通常の事業の実施地域
八 サービスの利用に当たつての留意事項
九 緊急時等における対応方法
十 非常災害対策
十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
十二 虐待の防止のための措置に関する事項
十三 その他運営に関する重要事項
第九十二条中「第八十六条から」の下に「第八十八条まで、第九十条から」を加え、「第九十六条の二」に改め、「第八十九条中」「第九十二条」とあるのは「第九十七条において準用する第九十二条」とを削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。
(運営規程)

第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
二 職員の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 利用定員
五 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
六 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く)、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
七 通常の事業の実施地域
八 サービスの利用に当たつての留意事項
九 緊急時等における対応方法
十 非常災害対策
十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
十二 虐待の防止のための措置に関する事項
十三 その他運営に関する重要事項
第七十二条の次に次の一項を加える。
3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十五条中、「第三十六条」を削る。

附則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働省令第六号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月九日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改正する。
を改正する省令

第三条第三項中「及び第四十九条」を「、第四十九条及び第六十六条」に改める。

第六十六条第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員」に改め、「同じ」の下に「又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程以外の十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものを加え、「保育士」を「保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十条の次に次の一条を加える。
(情報の提供等)

第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十一条中「から第五十条まで」を、「第四十九条、第五十条」に改める。

第七十一条の二第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員」に、「この号」を「この条」に改め、「同じ。」の下に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、「保育士の」を「保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
第七十一条の四中「から第五十条まで」を、「第四十九条、第五十条」に、「及び第七十条（第一項を除く。）」を、「第七十条（第一項を除く。）及び第七十条の二」に改める。

附則

(施行期日)
1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条の二の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

告

示

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年二月九日

消費者庁長官 岡村 和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人 消費者ネットワーク広島	広島市中区鉄砲町一番二十号	広島市中区鉄砲町一番二十号	平成二十九年一月二十五日

○外務省告示第四十七号

平成二十九年一月十八日にネービードーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十九年二月九日

外務大臣 岸田 文雄

(円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 七百八十八億三千五百万円（七、八、八三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、ミャンマー連邦共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかならずこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後締結される。

(3) この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができ。

3 (1) 借款は、ミャンマーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ミャンマー連邦共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかならず定める。）に従って調達されることを確保する。

5 ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 (1) ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(2) ミャンマー連邦共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。